

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（豊島区決定）

都市計画東池袋四丁目2番街区地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

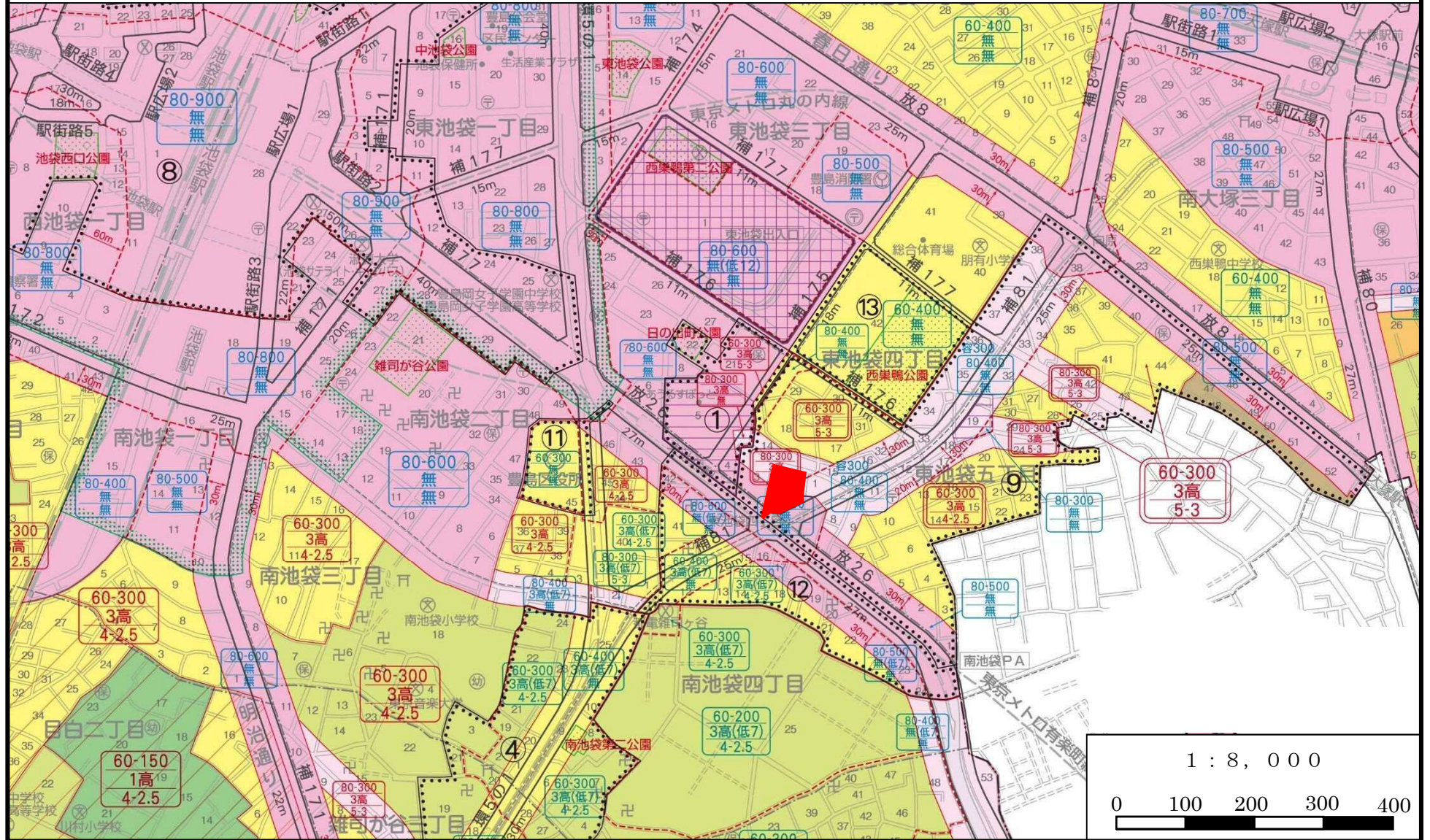
幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		東池袋四丁目2番地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.3ha				
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		区画道路	特別区道 41-680	幅員 3.2m〔6.0m〕、延長約 50m	拡幅整備（約 0.4m拡幅）	
			特別区道 41-700	幅員 4.2m〔6.0m〕、延長約 60m	拡幅整備（約 2.4m拡幅）	
特別区道 41-710	幅員 4.3m〔6.0m〕、延長約 40m		拡幅整備（約 2.6m拡幅）			
建築物の整備		建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
		約 1,360 m <sup>2</sup>	約 28,910 m <sup>2</sup> 〔約 19,910 m <sup>2</sup> 〕	住宅、店舗・事務所、 子育て支援施設、駐車場	GL+125m (GL=TP+27.6m)	
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約 2,660 m <sup>2</sup>	・道路から壁面の位置を幅員 4.0m後退し、歩道状空地を整備する。			
住宅建設の目標		戸 数	面 積	備 考		
		約 230 戸	約 24,500 m <sup>2</sup>			
参 考		地区計画区域及び高度利用地区内にあり				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図ることによりオープンスペースを創出し、都市計画道路補助 8 1 号線沿道まちづくりと地域の防災性向上に寄与する複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

# 東京都市計画 第一種市街地再開発事業 東池袋四丁目2番街区地区第一種市街地再開発事業 総括図

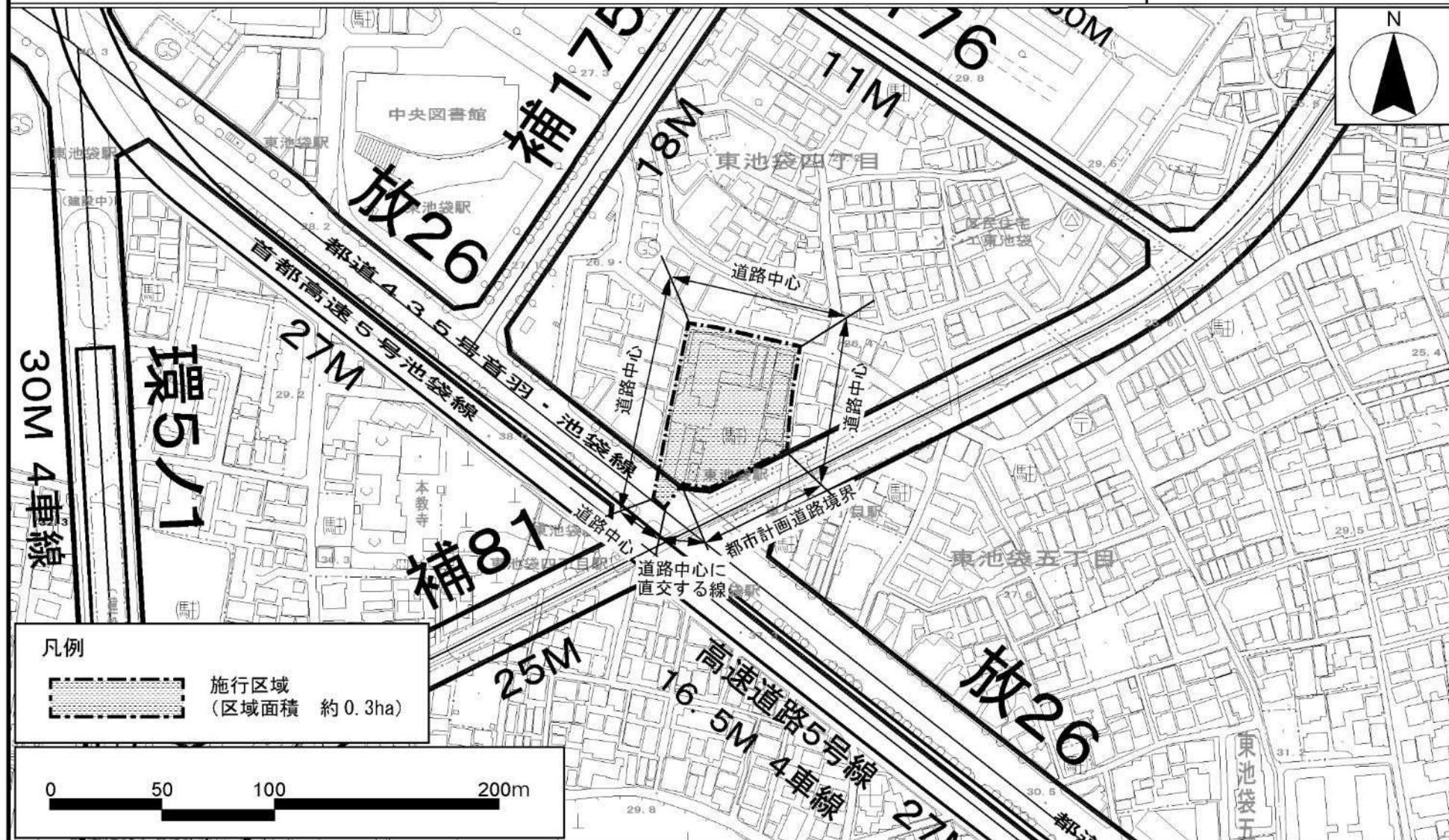





東京都市計画 第一種市街地再開発事業

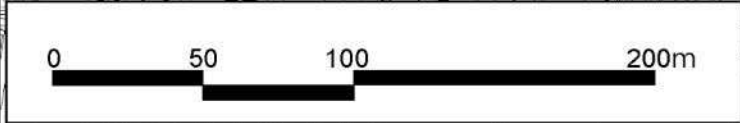
[豊島区決定]

東池袋四丁目2番街区第一種市街地再開発事業 計画図1 施行区域図



凡例

 施行区域  
(区域面積 約0.3ha)



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(利用許諾番号)MMT利許第27069号-70 (承認番号)27都市基街測第297号 平成28年3月18日」

東京都市計画 第一種市街地再開発事業  
 東池袋四丁目2番街区地区第一種市街地再開発事業

[豊島区決定]  
 公共施設配置  
 及び街区配置図

計画図2



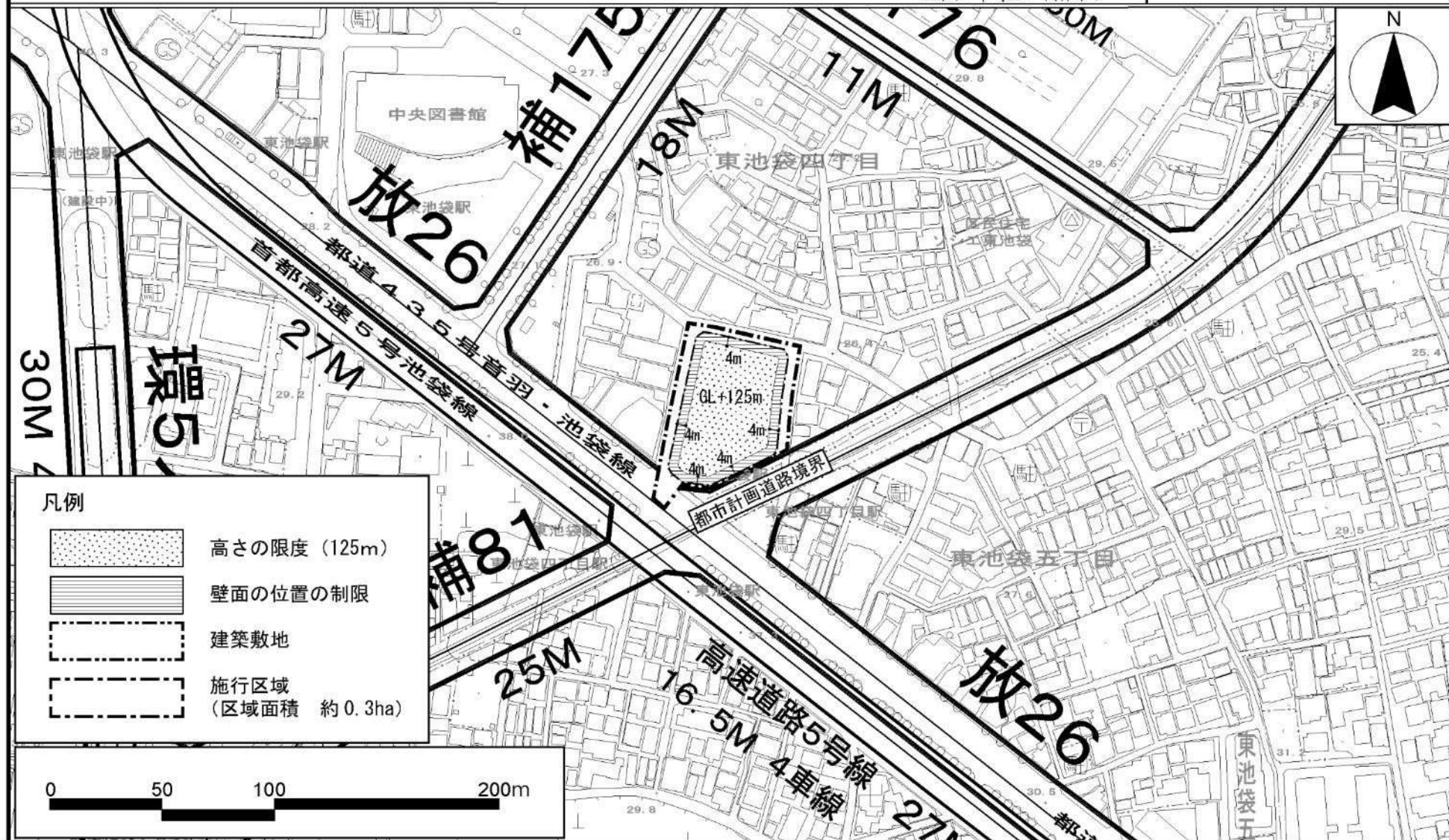
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
 無断複製を禁ず。(利用許諾番号)MMT利許第 27069 号-70 (承認番号) 27 都市基街測第 297 号 平成 28 年 3 月 18 日」



東京都市計画 第一種市街地再開発事業  
 東池袋四丁目2番街区第一種市街地再開発事業

計画図 3

〔豊島区決定〕  
 建築物の高さの限度及び  
 壁面の位置の制限図



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(利用許諾番号)MMT利許第27069号-70 (承認番号)27都市基街測第297号 平成28年3月18日」